

岩手県告示第 829 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 8 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 金田一温泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市金田一字長川 41 番 1 地先内	新	B m 16.5~9.0	m 64.4
		A 6.0~6.0	60.0
	旧	B 16.5~9.0	64.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 8 月 4 日から同年 9 月 4 日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 桜峠平田線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市唐丹町字桜峠 89 番 1 地先から字大曾根 54 番 2 地先まで	新	A m 38.6~5.6	m 1,347.0
		B 77.0~8.4	1,540.0
	旧	A 38.6~5.6	1,347.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 8 月 4 日から同年 9 月 4 日まで